

十九八七
の第適初発発
利二用期行行
子期利利価日
の以率子格
適後の

子年額平す額の振
計算当面成るの記
期間開始日利払期
前に行われた利
○面成二・金額一
・百円にセント百
・セント百円
記載又は記録によ
り、記録による金
額は、記録による
も、記録による最
低額面金簿

六五四
振替單位
最低額面金

三二一
用振法發號名
等替條律行稱及
法項及根記
の適びそ拠記

一九九九年十月
万九十九十萬千
円九十九億六千
額面金額で千四
の振替機関は日本
社債、株式等の振
以下「振替法」と
定の振替適用を受
けるものとし、その
法律へ平成十三年
法律第二十三号
第一項に規定する
個人向け利付國庫
特別会計に関する
法律へ平成十四年
法律第四十六号
の規定する。

〇基年財務省告示第
づき、平成二十八年
平成二十八年二月
三十号) 第四条第
国債の発行条件等
十八年三月八日

財務大臣 麻生 太郎
に關する省令(平成十四
年四月十五日に發行した個人
に關する。) 第十四条の規定に
基づき、平成二十八年三月八日
に告示する。

用
利
率

十一
初期利子

十二
後第二期以
子

十六
十五
十四
十三
払
込
場
所
払
込
期
日
償
還
金
額
償
還
期
日
限
額

日本銀行の本店又は支店
平成二十八年二月十五日
額面金額
五百五十五百円
日本銀行
平成二十八年二月十五日
額面金額
五百五十五百円

出利子としていた金額を支払う。
毎年二月十五日及び八月十五日を毎年二月十五日とし、各支払期間に属する利息を支払う。
支払期とし、次の算式により算する。

額面金額 × $\frac{0.17}{100} \times \frac{1}{2}$ × $\frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$

その号が銀行休業日に当たるときは、
次号の翌営業日に支払う。
その号及び第十三号において同じ。
期が銀行休業日に当たるときは、
次号の翌営業日に支払う。
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。
ただし、支払

の
中
途
換
金

(一) 次う式にように分けたとし、その買取は、平成二十一年二月十五日以後においた買取額を算する。

次に、その買取は、平成二十一年二月十五日からまでの間の場合、額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 払額) × $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満端数、それが生じた場合に相当する。ただなしい、場合に切り捨て算す。生じた場合は、受入経過利子に相当する金額には切捨する。

次に、その買取は、平成二十一年二月十五日からまでの間の場合、額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 払額) × $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満端数、それが生じた場合に相当する。ただなしい、場合に切り捨て算す。生じた場合は、受入経過利子に相当する金額には切捨する。

次に、その買取は、平成二十一年二月十五日からまでの間の場合、額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 払額) × $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満端数、それが生じた場合に相当する。ただなしい、場合に切り捨て算す。生じた場合は、受入経過利子に相当する金額には切捨する。

次に、その買取は、平成二十一年二月十五日からまでの間の場合、額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 払額) × $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満端数、それが生じた場合に相当する。ただなしい、場合に切り捨て算す。生じた場合は、受入経過利子に相当する金額には切捨する。

次に、その買取は、平成二十一年二月十五日からまでの間の場合、額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 払額) × $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満端数、それが生じた場合に相当する。ただなしい、場合に切り捨て算す。生じた場合は、受入経過利子に相当する金額には切捨する。

額面金額 × $\frac{0.17}{100}$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

365 ×

(二) 平成二十九年八月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法（平成二十五条号）第三条の四第一項に規定する正規の受領人（正規の受領人（扶養信託契約の受益者）と同一の人物であることを指す）の場合は、当該市又の

指定都市にあつては、正規の受領人（扶養信託契約の受益者）の住所地を含み、居住する地方はそのとおり、扶養信託契約の受益者と同一の人物であることを指す）の場合は、当該市又の正規の受領人（扶養信託契約の受益者）の住所地を含む。扶養信託契約の受益者を扶養信託契約の受益者と同一の人物であることを指す）の場合は、当該市又の正規の受領人（扶養信託契約の受益者）の住所地を含む。

には当該市、災害救助法（昭和二年法律第百八十八号）の区内において、該市に該助法による災害救助は、その区域内にかかる災害が発生する者に、当該区域内に該助法による災害救助を受ける。

(一)

（二）（昭和二十年十二月二十五日から前までの間の場合は、該区域に該助法による災害救助を受ける者に、当該区域内に該助法による災害救助を受ける。

（二）（昭和二十年十二月二十五日から前までの間の場合は、該区域に該助法による災害救助を受ける者に、当該区域内に該助法による災害救助を受ける。